

風と大地



第38号

庄内町農業委員会

令和6年3月1日



廿六木 高梨美代子さん

カリフラワー

収穫中です

昨年の夏は、猛暑と極端な少雨により、米の品質が過去最低の結果に終わりました。今年はより気遣いながら、ついでにより慎重に良質な作物にチャレンジしていかなければならないでしょう。

冬の育苗ハウス利用という事で、葉物野菜を作っていられしやる廿六木の高梨美代子さんを紹介したいと思います。カリフラワー、ロマネスコ、筍子キャベツ、アスパラ菜、春菊など、色々栽培してJ Aあまるめ産直に出したり、自身の経営する農家レストランでサラダにしたりして提供しています。昨年の秋頃から種を撒き始めたのですが、やはり少し暑い日が続き、温度管理には苦労したそうです。でも12月頃には立派に育ち、出荷しています。春にはまた米の苗作りに精を出して今年秋の豊穰を願うものです。



(日向 弘明)

「スマート農業って何」

「農業者等との
意見交換会」

今年の意見交換会は12月19日、役場大会議室にて「スマート農業・効率化への道」と題し、お二人の講師を迎え若手農業者、農協・改良区等の関連機関を交えて進められました。

始めに、廿六木の阿部勝吉氏よりスマート水管理について説明がありました。『自宅に居ながら圃場の水管理をスマホでコントロールできる装置で、遠隔地の田や、水持ちの劣る田の労力軽減を図れます。水位がいつでも手元で管理でき、特に夜間灌水をすることで無駄な水を使わなくなり効果的です。今後、圃場条件や投資バランスを鑑みて拡大していきたい。また、有機農業でアイガモロボットを使った米栽培にも挑戦したい。』と語ってくれました。参加者からは具体的な水管理の使用感や、ハウスの環境モニタリングへの応用などの質問が出されました。

二例目は「スマートつや姫広域実証研究会の取組・アプリ操作」と題し、普及課の渡部貴美子氏より説明がありました。端末を使った生育診断が出来て、内容も進化してつや姫の他にもはえぬき・雪

若丸も診断できるとのこと。また、食味データもマップ上で見られるそうです。質問では、圃場記憶機能を付けてほしいとの要望も出ました。

最後に全体を通して意見交換がなされ、現在進められている「地域計画」の現状と課題についての質問が出され、計画の本気度が問われる時になったと感じました。いろいろな角度から見つめて、今後、ますます省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となります。〝やってみよう 出る範囲で スマート農業〟

(高橋 義夫)



阿部 勝吉 氏



水位センサー

農地をすり活かす

「農地パトロール」を実施

農業委員会は「地域の農地利用の確認」「遊休農地の実態把握と発生防止・解消」「農地の違反転用発生防止・早期発見」を目的に、農地法の規定により、毎年、町内の農地を対象に、パトロールをしています。今年は7月と10月に、農業委員と事務局が地域を分担して一斉に現況調査を実施しました。

この調査は、農業委員会法により「農地利用の最適化」が、農業委員会の必須業務であり重要な取り組みとなっているからです。

農地は、一度耕作をやめて数年経てば、原形を失うほどに荒れてしまします。耕作できる状態に戻すのに、大変な手間と労力がかかります。適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫、鳥獣等の温床となるだけでなく、粗大ゴミや産業廃棄物等の不法投棄による悪臭や汚水の発生源になるなど、近隣の農業者や周辺にお住まいの住民に悪影響を及ぼす可能性があります。草刈りや耕起などにより、農地を再生し利用するか、いつで



も耕作可能な状態にしておきましよう。

農地パトロールの結果は農業委員会では内容を精査し、問題のあった農地の所有者又は賃借者等に対しては農地法に基づき、文書等で「是正指導」を行っています。なお、その後「勧告」や「命令」が発出されても従わない場合には、3年以下の懲役又は300万円（法人の場合1億円）以下の罰金が科されることがあります。

(佐藤 繁)

令和6年度農地中間管理事業の貸付・借受について

農地中間管理事業とは、公的機関である農地中間管理機構（やまがた農業支援センター）が農地を貸したい農家から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手農家等へ貸し付ける制度です。

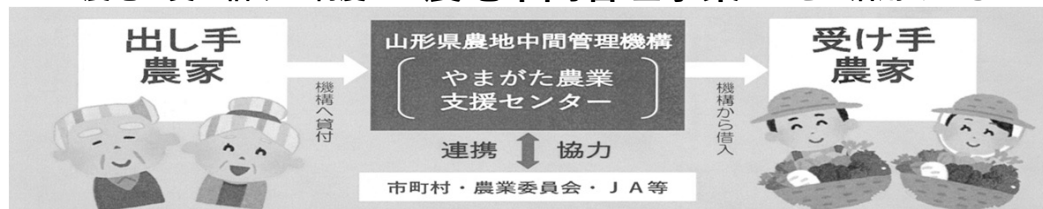
◎申込み締切日（年2回実施予定）◎

	申請書締切日	公告予定日
1回目	R6. 7. 31(水)…離農、経営移譲をお考えの方はこの日まで	R6. 12. 27(金)
2回目	R6. 11. 29(金)	R7. 4月下旬

- ◎令和7年に離農や経営移譲をお考えの方は農業委員会に早めにご相談ください。拡大希望の農業者等に農地を集約していきますので、受け手は決めずにお越しください。
- ◎令和6年度は、農地中間管理事業が始まって最初の10年目となり、平成26年に契約した農地については契約更新の手続きが必要になります。対象者には別途お知らせいたしますので、通知が届いてから手続きくださるようお願いいたします。
- ◎農地の貸し借りについて、令和7年度以降は、農地法第3条か、農地中間管理事業で契約することになります。農用地利用集積計画で相対により農地の貸し借りを行っている方で、令和7年作から農地中間管理事業の契約をお考えの方は、上記申込み締切日に間に合うように早めの相談・手続きをお願いします。

やまがた農業支援センターからお知らせです

農地の貸し借りの制度の **農地中間管理事業** をご活用ください



出し手農家のメリット

- * 公的機関が農地を預かるので安心です
- * 契約期間終了後には確実に農地が戻ります
- * 賃料は確実に機構から振込まれます

受け手農家のメリット

- * 複数の出し手農家の農地を借りても契約は機構とのみ行うので手間が省けます
- * 口座振替で賃料の支払いが便利です

手数料について

◎令和7年から農地中間管理事業の利用には『手数料』のご負担をお願いします

◎農地中間管理事業の手数料について

農地中間管理事業の運営には、やまがた農業支援センターの自主財源を一部充当している経費があり、この負担が年々増加しています。

このため、将来に向けて持続的、安定的にこの事業をご利用いただけるよう、利用者の皆様に一部ご負担をお願いすることといたしました。なにとぞ皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

◎手数料の概要

- 対象は令和6年10月以降に公告になる満期再契約及び、更新・新規契約から。（直ちにすべての契約が対象になる訳ではありません）
- 納付いただくのは令和7年の賃料の支払い時点から。
- 以降毎年、出し手受け手それぞれから納付。
- 手数料の額は毎年の賃料に0.75%を掛けた額。（例：10aあたり賃料1万円の場合の手数料は75円）

★詳しくは やまがた農業支援センター（023-631-0697）又は、センターのホームページをご覧ください。

ダメです! 違反転用

- 許可なく転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります（農地法第51条）

- 罰則の適用もあります。（農地法第64条、第67条）違反転用すると個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられます。

- ☒ 資材置場にした
- ☒ 駐車場にした
- ☒ 産廃の捨て場にした
- ☒ 建設残土の捨て場にした
- ☒ 農業用施設を建てた*

* 自己所有農地に2a未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しませんが、届け出は必要です。まずは農業委員会にご相談ください。

農家の思いを伝え
農業・農村の「未来」をともに考えます。

全国農業新聞

月4回金曜日発行
購読料／月700円
発行所／全国農業会議所

知って得する農業者年金

ポイント1

農業者なら誰でも入れる「終身年金」

- 農業者年金の加入資格は3つだけ、農地の権利名義は不要

①年間60日以上農業に従事 ②65歳未満 ③国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）（ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

- 保険料の設定は自由、加入・脱退も自由

保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められいつでも見直しが可能です。さらに加入・脱退も任意のため、経営状況等に応じ柔軟な対応が可能です。（ただし、脱退一時金はなく、積立てた保険料は将来年金として受給できます）

- 「終身」で年金を受給でき、万が一の場合は死亡一時金も

農業者年金は「終身年金」のため、一生、年金を受け取ることが出来ます。

また、万が一、80歳前に死亡した場合は、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として、要件を満たす遺族の方が受け取れ、死亡一時金は非課税です。（加入期間等により、保険料払込額を下回る場合があります。）

試算表 ～農業者年金の受給額の試算～

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	61万円	52万円	1,306万円	1,394万円
		2万円	960万円	80万円	68万円	1,718万円	1,833万円
30歳	30年	1万円	660万円	47万円	40万円	1,017万円	1,086万円
		2万円	720万円	53万円	45万円	1,140万円	1,216万円
40歳	20年	2万円	480万円	31万円	27万円	675万円	720万円
50歳	10年	2万円	240万円	14万円	12万円	301万円	321万円

※上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.70%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済情勢により上下します。制度発足以降の20年間（令和3年度まで）の運用利回りの平均は、年率2.94%です。

※各金額は、単位未満を四捨五入により表示しています。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和5年度は0.70%となっています。

※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は2万円で加入した場合です。

詳しい年金
シミュレーションは
こちら➡



ポイント2

一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助

- 認定農業者かつ青色申告の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。（月額2万円のうち最高1万円、通算で最大216万円）

- 保険料の国庫補助分は、将来、経営継承をする等の一定の要件を満たせば、将来、特例付加年金として受給することが出来ます。

ポイント3

税制面で大きな優遇措置

- 保険料は全額社会保険料控除

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。さらに、同一生計の家族分の保険料を支払っている場合、家族分も含めて控除の対象となります。

- 保険料の運用益が非課税

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。

- 将来年金として受け取る際も控除の対象

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となります。

編集後記

肥料の高騰、物価高など農業を取り巻く厳しい状況の中、昨年は高温障害、品質低下による収入減少となりました。

そこに地域の大規模農家から離農の申し出がありました。地域計画が始まる中で大きな出来事です。中山間地の担い手不足というより農地の引き受け手が皆無の状況です。このままでは農地を維持するにも限界に近づきつつあり、中山間の農業を取り巻く状況は厳しいものとなっています。地域計画の策定を地域に合ったものにして、早期に優良農地の維持存続をすすめる必要があります。

（秋葉 俊一）

編集委員（農地部会）

部会長 日向 弘明
副部会長 阿部金一郎
高梨美代子 秋葉 俊一
日下部崇喜 石川 義則
日下部美雄 高橋 義夫
佐藤 繁